

我が国の通関制度における一考察～実務家からみた問題点及びその改善案～		
キーワード	氏名	石野 良子
貿易、通関、消費税	所属	AIBA(貿易アドバイザー協会) 会員
<p>要旨</p> <p>企業において我が国の通関制度を利用してきた立場の者として、現状の制度上の問題点と改善案の考察を行う。1989年の付加価値税(消費税)の導入により、輸入時に輸入消費税が課せられ、輸出については輸出免税制度が導入された。この消費税が通関制度に結び付いたことにより、通関制度や関係者に負荷がかかっていると考えている。本発表では、現状の問題点を洗い出し、その改善案を考察する。</p>		
<p>報告概要</p> <p>本発表の目的は、貿易実務の視点からみた現行の日本の通関制度の問題点と改善案を考察することである。</p> <p>日本の経済活動は、貿易によって成り立っている。その貿易実務における問題点と行政・企業双方にメリットがある改善案を提案した。</p> <p>貿易実務の視点からみると、付加価値税(消費税)の導入により、通関制度の利用に不都合が生じてきているのではないかと危惧している。消費税は、国内取引と輸入取引の双方に課せられる間接税である。現状、国内の消費税は税務署が徴税し、輸入貨物の消費税は税関が徴税している。この消費税が、通関制度に結び付いたことによる一種の弊害が出てきているのではないかと危惧している。</p> <p>一方、世界に目を向けると、通関手続は、「WTO 貿易円滑化協定」に基づき、「貨物引取の迅速化」を主な目標の一つに挙げており、日本の通関制度としては、「迅速化」と「取締」と「徴税」の三つの相反する目的を持つ役割を同時に行えるものでなければならない。企業にとっても、税関側の動きに合わせたコンプライアンス体制を構築していかなければならない。</p> <p>このことは、「納税」と「徴税」、「迅速化」と「取締」という、一見、相反するが本質的には同一の事象を的確に運用しなければならないことを意味する。</p> <p>日本の通関制度そのものは、迅速化と取締においては、諸外国に引けを取らない制度である。しかし、その通関制度に付随している付加価値税(消費税)については、弊害が存在し、一考の余地があると考えるので、この「円滑化」の流れの中で改善案を見いだせるのではないかと考えている。</p> <p>そこで、本稿において、問題点を整理し、諸外国(欧米)との制度比較を行い、世界的な潮流(WTO 貿易円滑化協定)の中で、日本の通関制度がどうあれば良いかを検討した。その上で、輸出については「通関制度と消費税法の輸出免税制度の融合を図るための改善案」、輸入については、「貨物の引取を迅速化し、納税を正しく行えるような二段階申告」、及び、「関税と消費税の納税官署の分離」の改善案を提示した。加えて、現在検討されている輸出入申告官署の自由化も視野に入れた場合の改善案も提示した。</p> <p>これにより、企業と行政の双方にとって通関制度が使いやすくなり、かつメリットをもたらす一助になろうと考えている。</p>		